

瑞穂監第14号  
平成25年6月24日

瑞穂市長  
堀 孝 正 様  
瑞穂市議会議長  
星 川 睦 枝 様

瑞穂市代表監査委員 井 上 和 子

瑞穂市監査委員 若 園 五 朗

財政援助団体等監査報告書の提出について

地方自治法第199条第7項の規定による監査を実施したので、同条第9項の規定により監査結果に関する報告書を提出する。

## 財政援助団体等監査結果報告書

### 第1 監査の概要

#### 1 監査の対象

瑞穂市体育協会（以下、「体育協会」という。）の平成24年度の財政援助（補助金）に係る出納その他出納に関連した事務の執行について監査を行った。なお、監査の実施において必要と認められた場合は、平成15年度から平成23年度及び平成25年度の財政援助についても対象とした。

平成24年度瑞穂市体育協会補助金 13,095,000円

#### 2 監査の実施期間

平成25年5月8日（水）から平成25年6月6日（木）まで

#### 3 実施した監査手続

体育協会における補助金に係る出納その他出納に関連した事務の執行について、同協会が保管する出納関係帳票その他関係書類の確認及び役員・職員に対する質問その他必要と認めた監査手続を実施した。

また、生涯学習課の上記補助金に係る事務の執行について、同課から提出された資料及び提示のあった関係書類に基づいて、質問その他必要と認めた監査手続を実施した。

### 第2 監査の結果

#### 1 体育協会の概要

体育協会は、旧穂積町体育協会と旧巢南町体育協会が合併して平成15年4月26日に設立され、事務所を瑞穂市本田1950-1 瑞穂市糸貫川運動公園管理棟内においている。

体育協会は、規約で「広く市民にスポーツ、レクリエーション活動を普及、奨励し、体力の向上を目指すと共に、健康で明るい「マチ」づくりの推進を図ること」を目的とし、目的を達成するために次の事業を行うとしている。

- (1) 各種スポーツ大会、講習会、スポーツ教室、地域スポーツ推進に関すること、その他スポーツ・レクリエーションに関する事業の実施及び援助。
- (2) 加盟団体の強化発展と相互の連絡協調を図ること。
- (3) 競技力の向上を図ること。
- (4) スポーツ少年団を育成すること。
- (5) 関係機関との連携を図ること。
- (6) その他目的達成に必要な事業。

組織は、別添組織図の通りであり、役員は、会長1名、副会長4名、理事長1名が置かれているが、規約に定められた副理事長1名、会計1名、書記1名は置かれていない。事務局は、事務局長を兼務した職員1名が置かれている。

## 2 体育協会に対する結果

### (1) 賃金について

平成 24 年度の賃金の支出額は 1,387,300 円で、内訳は、次の通りであった。

単位：円

月	事務局職員		アルバイト	計
	賃金	賞与	賃金	
4	118,800		1,600	120,400
5	105,600			105,600
6	102,000	30,000		132,000
7	104,800			104,800
8	110,000		3,500	113,500
9	102,400		8,500	110,900
10	101,600		2,500	104,100
11	114,400		4,000	118,400
12	98,800			98,800
1	117,200		14,000	131,200
2	99,200			99,200
3	118,400	30,000		148,400
計	1,293,200	60,000	34,100	1,387,300

規約第 26 条第 3 項では、「職員（事務局長を除く）は、有給とする。」と規定している。事務局職員は事務局長を兼務しているため、事務局長への支払いであるとするならば規約に違反する。アルバイトに関しては規約に規定がなく曖昧な状況なので、規約を改正して支払対象を明確にするべきである。

また、賃金は時給 800 円で計算されているが、その根拠は不明である。賞与についても同様であり、いずれもその都度源泉徴収されていない。規約には賃金に関する規定がないので、賃金規定等を備えて支給基準を明確にするるとともに、適正な処理をするべきである。

### (2) 旅費・費用弁償について

平成 24 年度の旅費の支出額は 446,000 円で、内訳は、次の通りであった。

項目	金額	摘要
①理事会議出席旅費	146,000 円	1 回 1,000 円×146 回
②会長旅費	50,000 円	年額 50,000 円×1 名
③副会長旅費	80,000 円	年額 20,000 円×4 名
④理事長旅費	30,000 円	年額 30,000 円×1 名
⑤事務局職員旅費	20,000 円	年額 20,000 円×1 名
⑥事務局職員交通費	120,000 円	月額 10,000 円×12 ヶ月
合計	446,000 円	

旅費は、旅行に要する費用であくまで実費の弁償である。厳密な計算をするものではなく、一定の基準で定められ、標準化された経費を基礎として算出するものとされている。①理事会議出席旅費については、内規で定められているが、金額が妥当とは判断しかねる。その他については根拠がないので判断ができない。規定等がないので基準を定めて支給すべきである。現状では、役員の旅費は報酬とみなされかねない。

また、理事の中には市内小中学校の先生がみえるが、体育協会から旅費を支給されるため県費からは支給していないとのことであった。しかし、所属する学校長の許可を得て、公務として理事会に出席しているのであるから、県費で旅費を負担して、体育協会からは旅費を支給しないのが本来ではないかと考える。一度検討されたい。

### (3) 管理費について

平成 24 年度の管理費の支出額は 120,000 円で、内訳は、事務局職員に月額 1 万円で 12 回支払われていた。管理の内容について確認したところ、明確な回答は得られなかった。120,000 円の支出は平成 20 年度からであり、それ以前は 600,000 円となっており、それに相応すると受け取れる収入もある。支払いの根拠を明確にして、適正な会計処理をすべきである。

また、瑞穂市糸貫川運動公園管理棟の管理及び運営に関する要綱第 9 条には「教育委員会は、会議室等の効率的な管理及び運営を行うため、その管理及び運営の一部を瑞穂市体育協会に委託することができる」と定められている。この経費が生涯学習課から何らかの管理委託に伴うものであるならば、委託契約等を交わして内容を明確にし、管理に伴う収入を得て処理すべきである。

さらに、糸貫川運動公園管理棟に体育協会事務局を置いているのは、運営の一部を委託されていることによるものでなければ、要綱の規定からすると使用できないはずである。この点も併せて検討すべきである。

### (4) 会議費について

平成 24 年度の会議費の支出額は 105,490 円で、帳簿を確認したところ、平成 25 年 2 月 2 日に開催された体育協会懇談会の領収書が添付されていた。領収書は飲食店のもので、参加者 40 名中 25 名分の金額となっており、1 人当たり 4,200 円となる。

ちなみに、下部組織である瑞穂市スポーツ少年団本部（以下、「スポーツ少年団」という。）もこの懇談会に出席しており、スポーツ少年団の帳簿を確認したところ、食糧費の科目のところに体育協会と同じ飲食店の領収書が添付されていた。参加者残り 15 名分として 22,500 円支出しており、1 人 1,500 円となる。

内容からすると、会議費の科目で支出することはもちろんのこと、体育協会の行事でありながら、スポーツ少年団の参加者分を別けて、スポーツ少年団予算で執行していることは適正とは言えない。今後は適正に処理すべきである

また、企画財政課が策定した「補助金等の交付に関する指針（平成 24 年 6 月 29 日施行）」（以下、「指針」という。）によれば、飲食費、懇親会費は補助対象外経費であるので、今後は自主財源で賄うべきである。

#### （5）環境整備費について

平成 24 年度の環境整備費の支出額は 13,022 円で、内訳は、花壇整備の経費であるとの説明を受けた。しかし、そもそも体育協会が所有する花壇など存在しないはずであり、適正な支出とは判断しかねる。科目の必要性そのものを見直すべきである。

#### （6）繰入金について

平成 24 年度の繰入金の収入額は 81,854 円で、内容を確認したところ、体育協会が補助を行っているスポーツ少年団からの繰越金の返還額であるとのことが分かった。

決算書の予算額の欄に 200,000 円とされていたため、予算書を確認したところ、同額計上されていた。

まず、予算書に金額を計上していることが理解不能である。歳出の次年度事業費は予算額 0 円で計上しているが、これは当然、年度当初では見込めない金額であるためと解する。だとすれば、繰入金も同様の考え方になるはずである。年度当初から返還を前提として予算計上することは適正ではなく、歳入として見込むべきではない。

また、スポーツ少年団への補助金は、体育協会予算の育成費から支払われている。この育成費は、種目別競技団体にも支払いがされているが各団体からの返還額については確認されていない。また、スポーツ少年団は、さらに単位スポーツ少年団に補助を行っており、そこからの返還額も確認されていない。公平性に欠けるので同じ扱いをするべきである。

#### （7）その他

事務処理上留意すべき事項のうち軽易なものについては、平成 25 年 6 月 6 日に体育協会会長、事務局職員に口頭で伝えた。

### 3 生涯学習課に対する結果

#### （1）補助金について

瑞穂市教育振興事業補助金交付要綱によれば、次の通りとなっている。

補助事業	補助対象経費	補助金の額
瑞穂市体育協会補助	市民にスポーツ・レクリエーション活動を普及奨励するための事業に要する経費	13,500,000 円以内

具体的な補助対象経費を確認したところ、事務局費、育成費、選手派遣費、環境整備費、負担金、10 周年記念事業費、記念事業積立金、予備費で、すべての歳出科

目が対象となっており、補助率等については、穂積町・巢南町合併協議会の協議によるとしている。しかし、科目からすると指針で補助対象外経費とされているものが含まれているので、よく精査すべきである。

そして、要綱については平成 23 年度の包括外部監査で提言されている規定を検討されたい。

また、これまでの補助金は次の通りとなっている。

単位：円、%

年度	補助金額	予算総額	補助率	決算総額	補助率
1 5	13,000,000	16,146,955	80.5	16,211,083	80.2
1 6	13,500,000	16,914,743	79.8	17,105,478	78.9
1 7	13,500,000	16,467,769	82.0	16,534,455	81.6
1 8	13,500,000	16,707,618	80.8	16,824,216	80.2
1 9	13,500,000	16,618,026	81.2	16,848,744	80.1
2 0	13,500,000	16,018,704	84.3	16,300,024	82.8
2 1	13,500,000	16,606,229	81.3	16,814,239	80.3
2 2	13,095,000	15,828,480	82.7	15,918,633	82.3
2 3	13,095,000	15,121,988	86.6	15,083,642	86.8
2 4	13,095,000	14,681,079	89.2	14,581,614	89.8
2 5	13,095,000	16,680,050	78.5	-	-

平成 22 年度からの補助金は、13,500,000 円の 3%カットの 13,095,000 円となっている。

平成 25 年度予算における補助率は、78.5%となっているが、記念事業積立金の繰入 2,300,000 円を除くと 91.1%となる。

指針による見直し方針によれば、補助率の上限は原則 50%に制限されることになる。50%を超える補助を続けていく場合は、対象団体の活動の公益性、公共性を確認する等補助する理由及び効果を明確にすることとされている。体育協会からの補助金申請書の補助事業の目的、内容、効果は、毎年同じことが記載されているので、体育協会が公益上特に必要な理由と、その効果を明確にすべきである。

さらに、補助事業が本来市が主体となって行うべき行政の代替としての性質を有するものであるのならば委託事業に切り替えるべきである。

## (2) 記念事業積立金について

瑞穂市合併 10 周年記念大会の運営資金として、次の通り積み立てがされている。

単位：円

年度	予算額	支出(積立)額	差額
2 2	0	500,000	△500,000
2 3	500,000	1,000,000	△500,000
2 4	500,000	1,300,000	△800,000

平成 23 年度の包括外部監査の結果には、「平成 22 年度決算書に積立金 50 万円が計上されている。通常こうした記念事業等積立金は、期首の予算計画の段階で支出

を見込み予算の段階で計上すべきものである。もし期中において急に積立することを決定した場合、修正予算を担当者が早急に組み直し交付団体の瑞穂市の許可を得るのが一般の適正な会計処理である。したがって、交付団体に指導すべきである。」と記されている。しかし、平成 23 年度も 24 年度もその指摘が改善されることなく予算額を上回る支出となっている。

ただし、平成 23 年度の支出額 1,000,000 円は、平成 22 年度の積立金 500,000 円を、平成 23 年度歳入で受け入れたため、支出は 500,000 円の 2 ヶ年分で 1,000,000 円となったものであり、不適正な会計処理でもある。

また、このような積み立てができる理由は、これまで毎年 100 万円を超える繰越金を計上している決算書を見れば分かる。平成 24 年度 130 万円も積み立てられたのは、ぎふ清流国体開催に伴い、多くのスポーツ大会が開催されず、前年度 100 万円を超える支出のあった選手派遣費がまったく使われていないにもかかわらず、前年度と同額の補助を行ったためである。

さらに、平成 24 年度決算書には、10 周年記念事業費として積立金を使用することなく 546,356 円支出しており、基金の目的に疑問を感じる。

これまでの積立金 230 万円の積立根拠と、その用途をしっかりと検証するべきである。

### (3) 次年度事業費について

平成 22 年度決算より、支出に「次年度事業費」科目を設けており、金額は、

平成 22 年度	・・・	396,988 円
平成 23 年度	・・・	456,079 円
平成 24 年度	・・・	245,050 円

となっている。内容は、繰越金を発生しないようにしているにすぎない。事業計画からすると毎年度当初の事業はほぼ同じであるため金額もほぼ同額で足りると考えるが、ばらつきがあり、次年度の補助金が交付されるまでの資金としての根拠が曖昧であるので、よく精査して金額を定めるべきである。監査委員としては、次年度事業費の科目を設ける必要はなく、次年度繰越金として処理を行えばよいと考える。

また、体育協会の会計監査、決算承認の理事会の日付からすれば、次年度繰越金は不要かもしれないので、よく検討されたい。

### (4) 再補助の取扱いについて

体育協会は、下部団体である種目別競技団体及びスポーツ少年団に補助を行い、スポーツ少年団は、さらに下部団体である単位スポーツ少年団に補助を行っている。指針によれば、①下部団体への支出がある場合、下部団体の予算書、事業計画書、決算書、事業報告書等の提出も求め、補助団体と同様に補助の妥当性を検証する、②再補助基準についても検証を行なう、③再補助団体に市から直接補助できないか検討を行なう、といった見直し方針が提示されている。現状は体育協会からの報告書だけ受け取って処理しているにすぎない。しっかりとした調査、審査体制を早急に構築すべきである。

#### (5) 使途不明金について

決算書からすると、平成 24 年度末の体育協会の所持金は、次年度事業費 245,050 円と 10 周年記念事業積立金 2,300,000 円となるはずである。しかし、預金通帳を確認したところ、これ以外に、3,078,212 円の預金通帳が存在した。財源についても使途目的についても明確ではなく、唯一、平成 15 年度の決算書歳出の基金 500,000 円が入金されていることが確認できたが、それ以外は合併以前のものと思われる。

体育協会によれば不測の事態に対応するための資金とのことであるが、補助金団体がそのような資金を保有すること自体適正ではない。会計処理上は支出したことにして、補助金を別会計にしてプールしていると誤解を招きかねない。早急に解明して返還させるべきである。

#### (6) 適正な運営について

体育協会の役割については、瑞穂市第 1 次総合計画後期基本計画において、体育協会は市のスポーツ振興において中心的な役割を果たすものと位置づけられている。

平成 23 年度の包括外部監査の体育協会に対する指摘には、「会計諸帳簿などから適正な執行がされている」として、措置済みとしている。

また、教育行政の組織及び運営に関する法律第 27 条の規定に基づく、平成 23 年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関する報告書で、「体育協会は概ね自主運営がなされている」との評価がされている。

しかし、今回の監査で、体育協会がそのような団体とは判断できないので、1 日も早く自主運営できるように指導・助言を行うべきである。

### 4 瑞穂市に対する結果

#### (1) 団体への補助金について

これまでは、瑞穂市補助金交付規則第 10 条に規定の補助事業者から提出された報告書の審査だけで、補助事業の確認を行ってきたのが大半と思われる。

しかし、今回の監査でそれだけでは適正とは判断できない結果となってしまったので、平成 24 年度の団体への補助金について、同規則第 15 条の規定に基づく補助事業の執行状況の調査を行い、補助金に係る予算の執行の適正を期されたい。

#### (2) 「補助金等の交付に関する指針」について

補助金については、地方自治法第 232 条の 2 で、「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」と規定している。さらに、瑞穂市補助金交付規則第 3 条は「補助金は、公益上特に必要があると認められる場合に限り、財政の状況を考慮してこれを交付することができる。」と定めている。

そしてこの指針では、その公益上特に必要と認められるものを具体的に列記しているため、まずそれに該当するのかが確認されたい。

その上で、見直し方針が掲げられているので、平成 25 年度の補助金について大至



急見直しを行い、適正な補助金交付をされたい。

(3) 今後の記念事業等に対する資金について

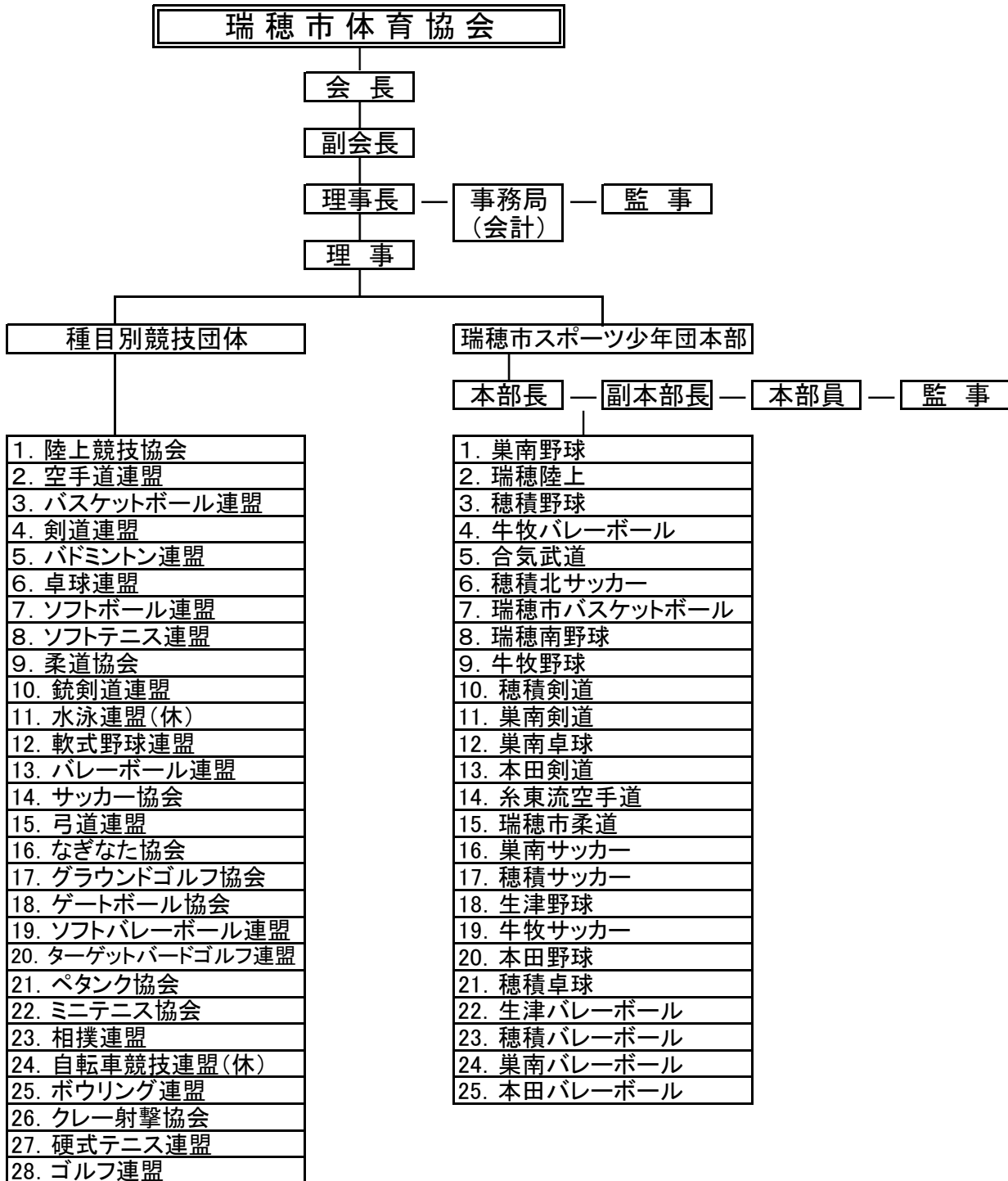
体育協会は、瑞穂市合併 10 周年記念大会の事業費を 230 万円と試算して 3 年計画で積み立てを行ってきた。しかし、指針では積立金は補助対象外経費であるため、今後このような場合の資金の対応を検討しておくべきである。

以上

【添付資料】

- 資料 1 瑞穂市体育協会組織図
- 資料 2 平成 24 年度瑞穂市体育協会決算書
- 資料 3 平成 24 年度瑞穂市体育協会事業報告書
- 資料 4 瑞穂市体育協会年度別決算

組織図



## 平成24年度 瑞穂市体育協会 決算報告書

## 歳 入

平成25年3月31日現在 (単位:円)

科 目	予算額	収入額	差引額	備 考
1. 補助金	13,095,000	13,095,000	0	
1. 市補助金	13,095,000	13,095,000	0	
2. 登録金	920,000	945,200	25,200	
1. 登録金	920,000	945,200	25,200	
3. 繰入金	200,000	81,854	△ 118,146	
1. 繰入金	200,000	81,854	△ 118,146	スポーツ少年団会計
4. 雑収入	10,000	3,481	△ 6,519	
1. 雑収入	10,000	3,481	△ 6,519	
5. 次年度事業費	456,079	456,079	0	
1. 次年度事業費	456,079	456,079	0	
合 計	14,681,079	14,581,614	△ 99,465	

## 歳 出

科 目	予算額	支出額	差引額	備 考
1. 事務局費	5,793,800	5,284,190	509,610	
1. 賃金	1,800,000	1,387,300	412,700	
2. 旅費	500,000	446,000	54,000	
3. 消耗品費	1,200,000	1,559,770	△ 359,770	
4. 食糧費	200,000	158,300	41,700	
5. 印刷製本費	570,000	586,129	△ 16,129	
6. 慶弔費	30,000	30,000	0	
7. 通信費	320,000	260,702	59,298	
8. 傷害保険料	250,000	277,982	△ 27,982	
9. 備品購入費	400,000	98,763	301,237	
10. 管理費	120,000	120,000	0	
11. 賃借料	163,800	150,150	13,650	
12. 手数料	40,000	41,199	△ 1,199	
13. 広告料	30,000	20,000	10,000	
14. 謝礼	70,000	42,405	27,595	
15. 会議費	100,000	105,490	△ 5,490	

科 目	予算額	支出額	差引額	備 考
2. 育成費	7,210,000	6,928,814	281,186	
1. 育成費	4,690,000	4,690,000	0	
2. 活動強化費	2,520,000	2,238,814	281,186	
3. 選手派遣費	110,000	23,000	87,000	
1. 選手派遣費	0	0	0	
2. 激励金	110,000	23,000	87,000	
4. 環境整備費	50,000	13,022	36,978	
1. 環境整備費	50,000	13,022	36,978	
5. 負担金	220,000	241,182	△ 21,182	
1. 地区・県負担金	220,000	241,182	△ 21,182	
6. 10周年記念事業費	700,000	546,356	153,644	
1. 10周年記念事業費	700,000	546,356	153,644	
7. 記念事業積立金	500,000	1,300,000	△ 800,000	
1. 記念事業積立金	500,000	1,300,000	△ 800,000	
8. 予備費	97,279	0	97,279	
1. 予備費	97,279	0	97,279	
9. 次年度事業費	0	245,050	△ 245,050	
1. 次年度事業費	0	245,050	△ 245,050	
合 計	14,681,079	14,581,614	99,465	

歳入合計		歳出合計		差引期末残高
14,581,614	-	14,581,614	=	0

**監査報告**

平成25年4月1日に審査を求められた平成24年度瑞穂市体育協会決算について、詳細に審査を行った結果、関係書類及び証拠書類は適正に処理され相違ないことを認める。

平成25年4月1日

監事           ○ ○ ○ ○   (印)  
監事           ○ ○ ○ ○   (印)

平成24年度瑞穂市体育協会決算について承認を求める。

平成25年4月1日

瑞穂市体育協会会長           ○ ○ ○ ○   (印)

## 平成24年度 瑞穂市体育協会 事業報告

月	市 関 係			地区・県・国など	
	会 議	市民大会・教室等	連盟内大会	会 議	大 会 等
4	3/31; 会計監査 3; 本部役員会 4; 第1回理事会 (総会)		18; ペタンク協会大会	9; 県体協 事務担当者 会議	
5		6・13; 瑞穂市学童軟式野球大会 10; 市民ゲートボール大会 20; 市民バドミントン大会 26; 市民剣道大会  5/12~6/30 弓道教室 毎週土(夜間) 8回コース	8; グラウンドゴルフ県南春季大会 17; グラウンドゴルフ穂積さつき大会 20; ターゲットバードゴルフ連盟大会  5/8~10/31 ソフトボールナイターリーグ 5/16~8/10 軟式野球ナイターリーグ	16; 地区体協 第1回理事会・ 評議員会	5/1~8/31 ロングランボウリング大会
6	27; 本部役員会	6; 市民ゴルフ大会 17; ミニテニス教室 24; 市民ソフトバレーボール大会	17; バレーボール連盟大会	12; 県体協 定時 評議員会	3; ぎふ清流大会 ボウリング競技 リハーサル大会 (岐阜グランドボウル)
7	3; 第2回理事会	1; 市民ターゲットバードゴルフ大会 17・24; すもう教室 29(日) わんぱくすもう大会  7/4~8/29 ソフトテニス教室 毎週水(夜間) 7回コース	7/7~9/8 バレーボール家庭婦人 ナイターリーグ  22; 少年相撲大会		
8		11(土) 市民水泳大会 18; 瑞穂市小学生バレーボール大会 18; 市民ソフトテニス中学生大会	8/21~10/26 軟式野球会長旗争奪大会		22; ぎふ清流国体 瑞穂市炬火リレー
9		9; 市民卓球大会 16; 瑞穂市ミニテニス交流会 25; 市民グラウンドゴルフ大会	10; ゲートボール協会旗争奪大会 16; バドミントン選手権 16; ソフトバレーボール連盟大会		9/29~10/9 ぎふ清流国体 9/28~10/3 ボウリング競技 (岐阜グランドボウル)
10		8; 市民ソフトテニス大会 17; 市民ペタンク大会	14; 弓道百射会 25; ゴルフ連盟大会		6; デモスポ:ゲートボール (生津ふれあい広場) 7; デモスポ:ターゲットバードゴルフ (宮田河川敷公園) 14; ぎふ清流大会 ボウリング競技 (岐阜グランドボウル) 21; ぎふ清流郡市対抗駅伝競走大会
11	9; 本部役員会 15; 第3回理事会	11・25; 市民軟式野球大会 11; 瑞穂市秋季硬式テニス大会 18; 市民秋季バレーボール大会 11/13~12/18 硬式テニス教室 毎週火(午前) 4回コース	4; 瑞穂市空手道大会 18; 秋季バドミントン大会		25; 瑞穂本巣北方 駅伝競走大会
12		2(日) 瑞穂市綱引き大会 16; 市民オープンフットサル大会	9; 秋季剣道大会		
1		14; 市民ボウリング大会 20(日) 瑞穂市駅伝競走大会	13; インドアソフトテニス大会		
2	2; 体協懇談会 21; 臨時理事会	2; 少年サッカー教室 11; 瑞穂市 小学生バスケットボール大会 16(土) 体協・スポ少合同表彰式		3/1; 地区体協 第2回理事会・ 評議員会	
3	12; 第4回理事会		13; ゲートボール リレーション3選手権大会	3/22; 県体協 臨時 評議員会	

## 瑞穂市体育協会年度別決算

## 歳入

科目／年度	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
1. 補助金	13,000,000	13,600,000	13,500,000	13,500,000	13,500,000	13,500,000	13,500,000	13,095,000	13,095,000	13,095,000
1. 市補助金	13,000,000	13,500,000	13,500,000	13,500,000	13,500,000	13,500,000	13,500,000	13,095,000	13,095,000	13,095,000
2. 県補助金		100,000								
2. 登録金	908,800	912,900	896,900	919,500	916,200	909,700	892,100	888,600	971,100	945,200
1. 登録金	908,800	912,900	896,900	919,500	916,200	909,700	892,100	888,600	971,100	945,200
3. 繰入金	279,204	379,813	295,330	323,382	432,652	437,630	405,866	315,114	114,535	81,854
1. 繰入金	279,204	379,813	295,330	323,382	432,652	437,630	405,866	315,114	114,535	81,854
4. 雑収入	5,024	31,622	4,456	3,716	11,866	13,590	40,044	16,439	6,019	3,481
1. 雑収入	5,024	31,622	4,456	3,716	11,866	13,590	40,044	16,439	6,019	3,481
5. 管理料	608,400	601,200	604,800	604,800	604,800	50,400				
1. 管理料	608,400	601,200	604,800	604,800	604,800	50,400				
6. 繰越金	1,409,655	1,579,943	1,232,969	1,472,818	1,383,226	1,388,704	1,976,229	1,603,480		
1. 繰越金	1,409,655	1,579,943	1,232,969	1,472,818	1,383,226	1,388,704	1,976,229	1,603,480		
7. 記念事業積立金									500,000	
1. 記念事業積立金									500,000	
8. 次年度事業費									396,988	456,079
1. 次年度事業費									396,988	456,079
合計	16,211,083	17,105,478	16,534,455	16,824,216	16,848,744	16,300,024	16,814,239	15,918,633	15,083,642	14,581,614

## 歳出

科目／年度	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
1. 事務局費	5,321,892	7,237,764	6,274,202	6,474,585	6,529,462	5,794,238	6,695,126	6,334,131	4,849,661	5,284,190
1. 賃金	1,240,045	1,915,340	1,926,655	2,002,095	1,919,045	1,891,535	1,889,900	1,869,840	1,383,620	1,387,300
2. 旅費	295,300	253,200	386,000	533,518	532,750	549,000	525,000	551,900	441,314	446,000
3. 消耗品費	1,308,291	1,358,115	1,310,210	1,310,712	1,246,556	1,165,215	1,431,749	1,226,379	762,365	1,559,770
4. 食糧費	219,119	275,986	234,284	215,675	190,784	198,125	196,270	181,042	185,857	158,300
5. 印刷製品費	541,557	599,485	561,418	728,098	471,951	426,230	547,408	538,157	562,090	586,129
6. 慶弔費	38,072	54,032	112,870	15,000	38,240	66,095	10,000	50,000	35,000	30,000
7. 通信費	171,412	190,790	170,328	177,825	161,240	211,202	335,520	337,660	276,743	260,702
8. 傷害保険料	322,734	253,301	294,543	282,288	286,939	288,782	278,795	289,673	201,586	277,982
9. 備品購入費	433,167	1,553,890	421,300	223,680	629,333	444,070	954,570	790,200	463,715	98,763
10. 管理費	600,000	600,000	600,000	600,000	600,000	120,000	120,000	120,000	120,000	120,000
11. 賃借料	90,930	110,880	110,880	110,880	115,290	163,800	163,800	163,800	163,800	150,150
12. 手数料	41,265	42,745	47,129	46,239	50,019	52,434	51,699	53,435	56,424	41,199
13. 広告料	0	0	20,000	30,000	20,000	20,000	20,000	35,750	20,000	20,000
14. 謝礼	20,000	30,000	78,585	53,575	139,905	64,750	60,255	39,400	73,100	42,405
15. 会議費				145,000	127,410	133,000	110,160	86,895	104,047	105,490
2. 育成費	8,235,573	7,064,853	7,295,162	7,332,140	7,355,188	7,379,447	7,317,975	7,271,114	7,158,740	6,928,814
1. 育成費	4,780,000	4,640,000	4,760,000	4,760,000	4,800,000	4,760,000	4,760,000	4,700,000	4,540,000	4,690,000
2. 活動強化費	3,455,573	2,424,853	2,535,162	2,572,140	2,555,188	2,619,447	2,557,975	2,571,114	2,618,740	2,238,814
3. 選手派遣費	310,000	816,000	834,000	1,051,000	944,000	703,000	725,000	961,000	1,127,000	23,000
1. 選手派遣費	196,000	659,000	693,000	914,000	789,000	582,000	667,000	864,000	1,037,000	0
2. 激励金	114,000	157,000	141,000	137,000	155,000	121,000	58,000	97,000	90,000	23,000
4. 環境整備費	56,625	153,905	112,693	30,140	42,240	14,310	13,658	12,800	9,769	13,022
1. 環境整備費	56,625	153,905	112,693	30,140	42,240	14,310	13,658	12,800	9,769	13,022
5. 負担金		194,400	418,600	415,200	452,800	432,800	459,000	442,600	482,393	241,182
1. 地区・県負担金		194,400	418,600	415,200	452,800	432,800	459,000	442,600	482,393	241,182
6. 基金	500,000	0	0	0	0	0				
1. 基金	500,000	0	0	0	0	0				
7. 予備費	207,050	405,587	126,980	137,925	136,350	0	0	0	0	0
1. 予備費	207,050	405,587	126,980	137,925	136,350	0	0	0	0	0
8. 10周年記念事業費										546,356
1. 10周年記念事業費										546,356
9. 記念事業積立金								500,000	1,000,000	1,300,000
1. 記念事業積立金								500,000	1,000,000	1,300,000
10. 次年度事業費								396,988	456,079	245,050
1. 次年度事業費								396,988	456,079	245,050
合計	14,631,140	15,872,509	15,061,637	15,440,990	15,460,040	14,323,795	15,210,759	15,918,633	15,083,642	14,581,614
繰越金	1,579,943	1,232,969	1,472,818	1,383,226	1,388,704	1,976,229	1,603,480	0	0	0